

香川県報



第 36 号

平成 18 年

5 月 9 日(火曜日)

告 示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課） 一

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出

土地改良事業計画変更の認可

土地改良事業の同意

土地改良事業の認可

選挙管理委員会告示

平成十八年二月十二日執行の高松市議会議員増員選挙（国分寺選挙区）における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決の要旨

監査委員告示

地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

告示

香川県告示第四百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、土庄中央加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

告示

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

平成十八年五月九日

公 告

香川県知事 真鍋 武 紀

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年五月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十八年四月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人カマタマーレスポーツクラブ

平井 卓也

高松市丸龜町七番地九

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民とともに、地域スポーツ活動の普及、スポーツを通じた青少年の健全育成活動を行うことにより、地域のスポーツ振興と市民の健康で豊かな地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年五月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十八年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人地域教育福祉会・花さき山
笠井 則男

綾歌郡綾川町畑田五五二番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者、障害者及び児童生徒に対して、福祉と教育そしてまちづくりの推進に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年四月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人子育てネットくすくす

渡邊 顕一郎

善通寺市金蔵寺町一〇四四番地二

三 定款に記載された目的

この法人は、県民及び児童とその家族に対して、子どもの健全育成と子育て支援に関する事業を行い、県民福祉の増進に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号 以下「法」という。）第五条第一項

の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地の五

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー丸亀飯店 丸亀市飯山町西坂元五八三番地ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地の五

4 はるやま商事株式会社 岡山県岡山市表町一丁目二番三号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年十二月二十六日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、八七四平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一六七台

(二) 駐輪場の収容台数

九七台

(三) 荷さばき施設の面積

七七九・四二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

六七・七二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

大黒天物産株式会社

開店時刻 午前零時

閉店時刻 午後十二時

はるやま商事株式会社

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(二) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十八年四月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年五月九日（火曜日）から平成十八年九月八日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年九月八日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市寒川土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業道味地区）計画を変更することについて平成十八年四月十七日認可した。

平成十八年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十九日同意した。

平成十八年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
三木町	単独県費補助土地改良事業南原地区
"	単独県費補助土地改良事業宮尾地区
"	単独県費補助土地改良事業砂古地区
"	単独県費補助土地改良事業上六田地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業中原地区）を行うことについて平成十八年四月二十四日認可した。

平成十八年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八十七号

平成十八年三月十四日付けで高松市国分寺町国分八三一番地一の塩崎孝博から提起された同年二月十二日執行の高松市議会議員増員選挙(国分寺選挙区)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、同年五月九日次のとおり判決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十五条の規定により、その要旨を告示する。
平成十八年五月九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦
裁 決 書

高松市国分寺町国分八三一番地一

審査申立人 塩 崎 孝 博

右審査申立人から、平成十八年三月十四日付けで提起された同年二月十二日執行の高松市議会議員増員選挙(国分寺選挙区)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり判決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成十八年二月十二日執行の高松市議会議員増員選挙(国分寺選挙区)(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力について、同月十六日付けで高松市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し異議の申出をしたところ、市委員会は、同月二十八日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の判決を求めるといふものである。

その理由とするところは、審査申立書を要約すれば、次のとおりである。

一 申立人は、本件選挙の選挙人であるが、本件選挙の告示日である平成十八年二月五日に本件選挙に係る違法なチラシが頒布されていることを知り、同月六日付けで、市委員会及び坂出警察署に対し、公職選挙法(以下「法」という。)の違反行為の是正を求める文書を提出した。

二 市委員会より平成十八年二月七日付けで、申立人に対し、今回のチラシの頒布は、法第四十二条の「文書図画の頒布」の規定に違反するおそれが強いものと考え、最終的には捜査当局が判断するものであることから、本件については既に坂出警察署への通報を行っている旨の回答があったが、担当刑事によれば市委員会からは何も聞いていないとのことであった。

なお、坂出警察署の担当刑事は、申立人の提出書を受け、同月六日の夜、堺高章氏に電話をかけ、また、同月七日には、直接会って問題がある旨を警告したところ、以後頒布は中止された。

三 チラシを立案した堺高章氏は、当該チラシは選挙運動のために使用する文書には絶対に当たらないと断言しているが、「法第四十二条第一項にいう「選挙運動のために使用する文書」とは、文書の外形内容自体からみて選挙運動のために使用すると推知されるものを指称するものであるが、それは、当該文書の外形又は内容に何らかの意味で選挙運動の趣旨が表示されていて、見る者が頒布の時期、場所等の諸般の状況から推して特定の選挙における特定の候補者のための選挙運動文書であることをたやすく了解し得るものであれば足りると解するのが相当であり、当該文書の外形内容自体に特定の選挙における特定の候補者の当選を目的とする趣旨が逐一具体的に明示されていなければならないとまで厳格に解するのは相当ではない。また右に所謂「選挙運動」とは、特定の公職選挙につき特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な一切の行為をいっているのであって、対立候補者の当選を妨げるためとする行為であっても、それが自派の候補者を当選させようとする目的に出たものである場合は、なおこれを選挙運動というに妨げないと解するのが相当である。(昭和四十五年十二月十八日高松高裁判決)」とされていることから、当該チラシの頒布は、明らかに法第四十二条に違反する。

四 申立人は、当該チラシの印刷及び頒布等の状況について、平成十八年三月一日に堺高

章氏と直接会談を行い、印刷所、印刷申込者、印刷枚数、分配状況のほか、頒布に關し複数の者が承諾していた事実を確認した。

五 市委員会は、決定書において、当該チラシの頒布が、法第二百五条にいう選挙無効の要件である選挙の規定違反には当たらないとしているが、「法第二百五条第一項の「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として選挙の管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に關する明文の規定に違反すること、又はそのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害された場合を指す（昭和六十一年二月十八日最高裁判決）」とされていることからすれば、今回のチラシの頒布は明らかにそれを指すのであるから、法第二百五条第一項の「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるから、市委員会の決定には誤りがあり容認できない。

六 市委員会の決定書では、このような違法行為が全般的かつ組織的に行われ、選挙区内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとも認められず申出に理由がないとして棄却の決定をしているが、申立人の提出書及び警察の警告がなければ、世帯数の約三分の一に相当するチラシ二千枚は、全部頒布された可能性が高い。また、国分寺町を四分割して分配するなど、組織的、広範囲に行われたものであり、悪質極まりない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会に対して弁明書の提出を求め、申立人に対しても反論書の提出を求めるとともに、口頭で意見を陳述する機会を与え、本件審査申立てに係るその他の事実についても調査を行い、慎重かつ厳正に審理した。その結果は、次のとおりである。

なお、市委員会は、平成十八年三月二十五日付けで弁明書を提出したが、申立人からの反論書の提出及び口頭意見陳述の機会を求める申立てはなかった。

一 およそ選挙の無効原因については、法第二百五条第一項の規定により、選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その違反が「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が、選挙の管

理執行の手續に關する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のときは、これに当たらないとされている。それは、その違反行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違反行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている（昭和六十一年二月十八日最高裁判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に現実に生じたところと異なつた結果の生じる可能性のある場合をいうものと解すべきであるとされている（昭和二十九年九月二十四日最高裁判決）。

二 申立人は、法第二百五条第一項の「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害された場合を指すのであるから、国分寺町の世帯数の三分の一に相当する二千枚のチラシが印刷され、町を四分割して配布するなど組織的、広範囲に行われたことは、法第二百五条第一項の「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると主張する。しかし、前記一で引用した昭和六十一年二月十八日最高裁判決が示すとおり、本件チラシの頒布のような行為は、これが法第四百二十二条等の取締規定に違反するかどうかは格別、少なくとも法第二百五条第一項に規定する「選挙の規定に違反することがあるとき」には当たらないことが明らかである。

以上のとおり、本件選挙を無効であるとする申立人の主張は理由がなく、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定は正当であると認められるので、これを取り消す理由はない。

よつて、当委員会は、主文のとおり判決する。

平成十八年五月九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

副知事 香川 豊

香川県監査委員告示第1号

包括外部監査人大西俊哉が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人大西俊哉との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成18年5月9日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 石川 桐
同 野田 峻司

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
石川 千晶	香川県高松市錦町2丁目4番25-403号	平成18年5月9日 から平成19年3月31日まで
小林 裕彦	岡山県玉野市玉原1丁目11番18号	
中由 規子	東京都小平市上水新町3丁目14番9号	
青山 貞一	東京都品川区小山3丁目22番22号	
石井 吉春	北海道札幌市中央区大通西19丁目1番地328 ダイヤパレス又大通第2-1010号	
江越 博昭	神奈川県横浜市青葉区たちばな台二丁目11番地67	
河口 真理子	東京都新宿区北新宿2丁目6番9-401号	

